

社会福祉法人昇陽会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人昇陽会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 理事、監事及び評議員に対しては、定款第8条及び第21条の規定にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和1年6月20日から施行する。